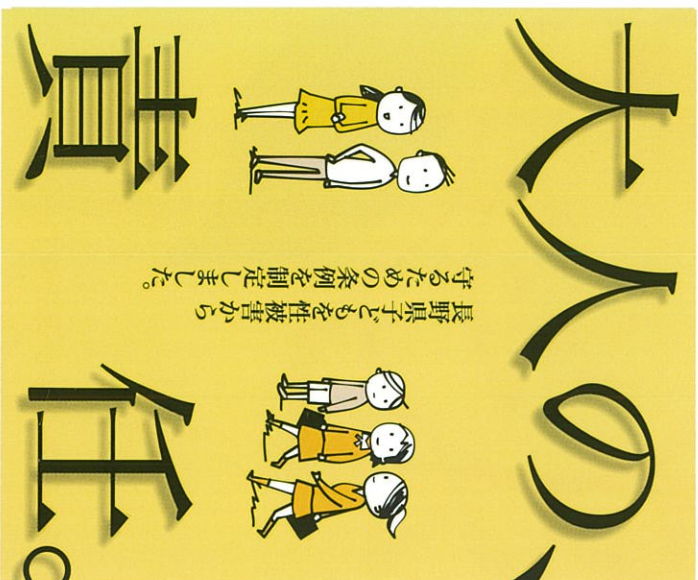


NO!性被害

「長野県子どもを性被害から守るための条例」を平成28年7月に制定しました。



【大人の責任】

子どもの健やかな成長を見守り支援する。
子どもの力を信じ、支えていくのが大人の役割です。

【性被害に遭わないために】

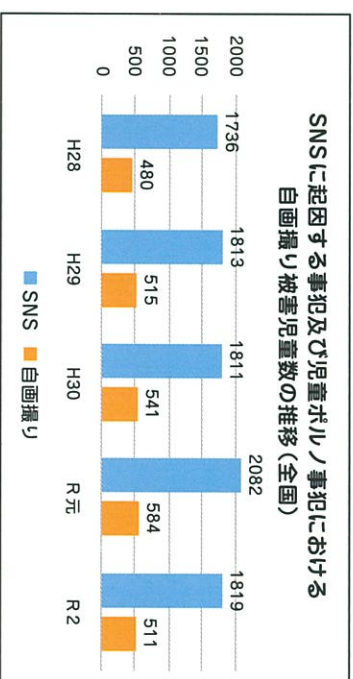
ネットで知り合った相手から性被害を受けるケースが多発しています。
ネットで知り合った相手を簡単に信用しない、会わない！

【罰則】

- 威迫等による性行為等の禁止違反
2年以下の懲役または100万円以下の罰金
 - 深夜*に子どもを連れ出すこと等の禁止違反
30万円以下の罰金
- *深夜：午後11時から翌日午前4時

NO!ネット被害

SNS等に起因する子どもの犯罪被害や
自画撮り被害が増加しています。



※ **自画撮り被害**とは、脅されたりだまされたりして自分の裸や下着姿の写真をSNSなどで送信してしまう被害をいいます。

ネットに笑顔を奪われないように。

特に中学生、高校生の自画撮り被害が増加しています。

一度写真がネット上に流出すると、不特定多数の者に繰り返しコピーされ、すべての写真を削除することは困難です。
軽い気持ちで裸の写真を送ってしまうと、取り返しのつかないことになってしまいます。



ネット被害から自分を守るための3か条

- 1 ネット上で知り合った相手を簡単に信用しない、会わない！
- 2 ネット上に個人情報や自撮り写真を送信・掲載しない！
- 3 “モデル” “フレンチ”などの誘い文句にやみにのらない！

NO!万引き

万引きは犯罪です。

品物を返しても、
後でお金を払っても、
盗んだ事実は消えません。

他人のものを盗む「万引き」は「窃盗罪」です。
法律で「**刑罰**」が定められています。

刑罰
10年以下の懲役
または、
50万円以下の罰金

万引きをしてしまった!

警察
少年でも
取り調べを受けます。

家庭裁判所
少年審判を開始するかどうかの
決定をします。
審判をした場合、保護観察処分、
少年院送致等の保護処分になる
場合もあります。

自分を大切に。

罪を犯せば責任をとる必要があります。
そして、それ相応の処分が待っています。
「一度だけなら」という軽い気持ちが人生を狂わせます。
自分の将来を考え、自分自身を大切にしましょう。